

京都府警察女性特別機動隊の編成及び運用について（通達）

〔 制定 令和3.4.1 例規備一第17号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、大規模警備実施、大規模災害その他多様化する警備事象への対応において、女性の特性を生かした部隊による現場活動を推進するため、京都府警察女性特別機動隊の編成及び運用について必要な事項を定めるもので、令和3年4月1日から実施しています。